（前照灯）

第64条　平成10年3月31日以前に製作された一般原動機付自転車（輸入された一般原動機付自転車以外の原動機付自転車であって平成9年10月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車を除く。）については、保安基準第62条第2項及び第3項の規定並びに細目告示第244条、第260条及び第276条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一　前照灯は、夜間前方15メートル（最高速度20キロメートル毎時以上の第2種原動機付自転車に備えるものにあっては、50メートル）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

二　前照灯の照射光線は、一般原動機付自転車の進行方向を正射し、その主光軸は、下向きであること。

三　前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であること。

四　前照灯の取付位置は、地上1メートル以下であること。

五　光度が1万カンデラ以上の前照灯にあっては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造であること。

2　昭和35年9月30日以前に製作された一般原動機付自転車については、前項第1号かっこ書の規定は、適用しない。

3　昭和35年9月30日以前に製作された一般原動機付自転車については、第1項第4号の規定は、同号中「取付位置は、地上1メートル以下であること。」とあるのを「照射光線の主光軸は、前方15メートルにおける地面からの高さが1メートルをこえないこと。」と、同項第5号の規定は、同号中「光度が1万カンデラ以上の」とあるのを「光源が25ワットをこえる」と読み替えて適用する。

4　令和7年6月14日以前に製作された第一種一般原動機付自転車及び令和2年6月14日以前に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第244条第1項、第260条第1項及び第276条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第244条第1項、第260条第1項及び第276条第1項の規定に適合するものであればよい。

5　保安基準第62条が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第244条第1項、別添52　4.1.2.及び4.2.2.並びに別添53　5.1.4.及び5.1.5.6.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第244条第1項、別添52　4.1.2.及び4.2.2.並びに別添53　5.1.4.及び5.1.5.6.の規定に適合するものであればよい。

6　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第244条第3項、第260条第2項、第276条第2項及び別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第244条第2項、第260条第2項、第276条第2項及び別添53の規定に適合するものであれ

ばよい。

一　令和7年6月14日以前に製作された二輪の第一種一般原動機付自転車

二　令和5年8月31日以前に製作された第二種原動機付自転車

三　令和7年6月15日以降に製作された二輪の第一種一般原動機付自転車であって、同月14日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの

四　令和5年9月1日以降に製作された第二種原動機付自転車であって、同年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの

7　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第244条第1項、別添52　4.1.2.及び4.2.2.並びに別添53　5.1.4.及び5.1.5.6.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第244条第1項、別添52　4.1.2.及び4.2.2.並びに別添53　5.1.4.及び5.1.5.6.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第149号」とあるのは「協定規則第149号補足第5改訂版」と読み替えることができる。

一　令和8年8月31日以前に製作された一般原動機付自転車

二　令和8年9月1日以降に製作された一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの

三　令和8年9月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と前照灯の型式が同一であるもの